

第3回川口市行政評価外部評価委員会				
日時	令和7年8月29日（金）10：00～11：30	場所	第一本庁舎5階 501大会議室	
評価委員	石川委員長、佐藤副委員長、高田委員、田中委員、早船委員、大関委員		傍聴者数	1名
事務局	企画経営課：小川次長、長部課長補佐、山縣主査、濱中主査			

評価事業	福祉手当給付事業
担当課	福祉部 長寿支援課、障害福祉課
出席者	（長寿支援課）若松課長、清水課長補佐、奈良岡主事 （障害福祉課）蛭名次長、佐野課長補佐、津久井主事
評価・評価の共有	
◆ 評価結果について委員同士で共有（各委員発表） ・ A 委員 「①趣旨・目的及び達成手段」は「2 改善の必要あり」とした。福祉手当そのものを否定するわけではなく、様々な福祉手当が存在し、それぞれについて目的と効果を図りながら進めていくことが基本である。障害福祉課の手当は一定のオーソライズがなされていると感じる。長寿支援課の手当の方は任意性が強く、より慎重な判断と運用が求められる。福祉だから全面的に良いわけではなく、効果を正確に測定し、必要な手当を必要な場所に届けるべきという意味では概ねこのままでよいが、工夫や改善が必要だ。 「②事業の効果」は「2 改善の必要あり」とした。①と同様の意見で、しっかりと効果を確かめる必要があり、見直すことを忘れてはいけない。 「③事業の効率化」は「3 概ね適正」とした。手当そのものを否定するわけではなく、それなりに効果はあると思う。しかしこれも、必要性和効果を測ってもらいたい。 「④課題解決への取り組み」は「3 概ね適正」とした。将来性について一定の方向が示されている。 「⑤今後の事業の方向性」は「4 適正」とした。将来的に改善していく方向が示されている。 ・ B 委員 「①趣旨・目的及び達成手段」は「2 改善の必要あり」とした。現状では重複受給が可能なため、年齢制限等は必要ではないか。 「②事業の効果」と「③事業の効率化」は「3 概ね適正」とした。 「④課題解決への取り組み」と「⑤今後の事業の方向性」は「2 改善の必要あり」とした。 ・ C 委員 「①趣旨・目的及び達成手段」と「②事業の効果」は「3 概ね適正」とした。福祉ということからも、市として継続すべき事業である。 「③事業の効率化」は「3 概ね適正」とした。偶然ではあるが、今後、障害福祉課の手当に年齢制限を設けることで重複受給がしづらくなった点で、効率化に関して概ね適正と判断した。 「④課題解決への取り組み」は「2 改善の必要あり」とした。長寿支援課の手当の受給に関	

しては特別養護老人ホームの入所要件との兼合いがあるとのことで、要介護3の方を受給対象者とするのもやはり視野に入れるべきではないか。

「⑤今後の事業の方向性」は「3 概ね適正」とした。

「⑥事業全体を通した総合的な評価」として、福祉として継続することで問題はないが、いくつか検討すべき点がある。

・D委員

「①趣旨・目的及び達成手段」は「2 改善の必要あり」とした。重複受給が可能な点が、公平性に欠けるため。

「②事業の効果」は「3 概ね適正」とした。長寿支援課の手当は非課税世帯への支給であり、経済的に困難な状況にある人々への支援として有効性がある。

「③事業の効率化」は「2 改善の必要あり」とした。理由は「①趣旨・目的及び達成手段」の時と同様である。

「④課題解決への取り組み」と「⑤今後の事業の方向性」は「1 抜本的見直し」と評価した。既に高齢者に対する支援として介護保険や医療保険に多額の税金が投入されている。医療保険に関しては社会保険からも支援が行われており、我々はそのために多くの社会保険料を負担している。このような状況下で、さらに高齢者世代への経済的支援が必要であることは理解できるが、その分が労働世代へさらなる負担としてのしかかることになる。我々に余裕があれば問題はないが、経済的に苦しい家庭は高齢者世代だけでなく、若い世代にも多く存在する。そのため、世代間のバランスをよく考慮した上で政策を決定してほしいと願う。私自身未就学児を持つ親として、SNSなどで同じような境遇の人たちの声を見聞きすると、税金負担の重さに苦しみ、将来的な不安から子供を二人以上育てることに踏み切れないという人も少なくない。こういった現状を踏まえ、高齢者の非課税世帯だけに焦点を当てるのではなく、すべての世代の事情を公平に鑑みて政策を決定していただきたい。

・E委員

- 「①趣旨・目的及び達成手段」と「②事業の効果」と「③事業の効率化」は「3 概ね適正」とした。事業の内容としては必要である。

「④課題解決への取り組み」は「2 改善の必要あり」とした。長寿支援課の手当は現状維持でいいと考える。受給対象者に要介護3を含めることが理想だが、財政的な余裕があるかが課題である。要介護3の具体的な状況が不明だが、日常生活を送れるのであれば対象者に含める必要はないと考える。障害福祉課の手当は、年齢制限を設けなくて済むのであればそれが理想ではあるが、現実的には財源とのバランスが重要であり、新規申請は65歳未満に限定するのが良いのではないか。

「⑤今後の事業の方向性」は「3 概ね適正」と評価した。

・F委員

- 「①趣旨・目的及び達成手段」は「3 概ね適正」とした。

「②事業の効果」と「③事業の効率化」は「4 適正」とした。

「④課題解決への取り組み」は「2 改善の必要あり」とした。

「⑤今後の事業の方向性」は「3 概ね適正」とした。

財政状況や負担を考慮すると、それを大きく変える根拠を見いだすのは難しい。市側の負担は

これ以上増やせない一方で、受け取る側からすれば現状でも大変だという状況だ。ヒアリングを通じて、現状を適正と判断する以外の結論は導けないと感じる。ただ、気になったのは、障害福祉課の資料で使用された「政策判断」という言葉である。65 歳以上の制限に関する前回の経緯を説明する際にも使われているが、今回の「政策判断」という言葉に具体的な説明が伴っておらず曖昧さを感じた。言葉だけでなく中身を明確に示すべきではないか。また、長寿支援課に関しては数字の不正確さが目立ち、課題の把握が十分ではない印象を受けた。この点は改善が必要であり、より真剣に向き合うべきと考える。それでも、事業そのものは必要なものだと判断する。

・委員長

- 各委員の評価を踏まえ、委員会としてまとめた評価結果を事業担当課に伝えたいと思う。

講評

◆ 委員会としての評価結果について、事業担当課へ講評

・委員長

- 「①趣旨・目的及び達成手段」については、「3 概ね適正」とする。65 歳以上の制限に関する経緯を説明する際に、県では廃止という判断をしたが、川口市は当時の政策判断で残した、との説明があったが、その中身はどのような判断だったかが明らかにされていなかった。また、受給者の公平性に関する指摘もあった。
- 「②事業の効果」については、「3 概ね適正」とする。長寿支援課の手当の対象者が非課税の方となっているが、これは非課税が必ずしも経済的に困窮しているとは限らない場合もあるのではないかと考えるが、判断のしようがないため、一つの基準として用いていると理解をした。
- 「③事業の効率化」については、「3 概ね適正」とする。
- 「④課題解決への取り組み」については、「2 改善の必要あり」とする。高齢者等の支援に関しては、税金や社会保険料を現役世代も負担した上で支援している状況から見て、世代間の負担のバランスも考えて対応すべきではないか。将来的な取り組みの方向は示されているものの、年齢制限による重複の問題や負担については、今後も検討を重ねてほしい。
- 「⑤今後の事業の方向性」については、「3 概ね適正」とする。既に新たな方向性も示されているため、しっかり取り組んでいただきたい。
- 他に挙げた点として、長寿支援課が示したデータの取り方、つまり数字の正確な把握が十分にできていない点がある。正確な数値を示して、問題の解決にあたっていただきたい。

・委員長

- 事業担当課から何かあるか。
 - ◇ （障害福祉課）「①趣旨・目的及び達成手段」で出た、「政策的判断が明らかでない」という指摘について、具体的に伺いたい。

・副委員長

- 「政策的判断」と言うだけでは、すべてが政策的判断に委ねられてしまう。そのため、政策的判断の具体的な根拠を確認したかった。
 - ◇ （障害福祉課）当時、市の内部でも検討した上で、本市としては検討を続けていくとした。平成 21 年の 12 月定例議会の中で市長が答弁した中では、埼玉県は県の補助対象外とするとしている。ただ、この答弁の中では、同じ障害がありながら年代の違いだけで手当の

支給の有無が決定されることになる。そうすると、同じ 65 歳以上ながら、負担軽減において著しい不公平が生じ、結果として障害者への支援が後退することとなることから、市としては、県の補助対象は外れるが市費で賄い、手当は継続するという判断が当時なされた。

- それは、例えば財政状況を考えた際に、今と当時で何がどう違うかの根拠はあるのか。その経緯やロジックは理解できるが、そう判断した根拠は何だったのかがわからない。

- ✧ （障害福祉課）当時は、不公平が生じるため、65 歳以上の新規手帳取得者については、市費を使って手当を支給した。ただ、現在は当時から状況が変わり、介護保険のサービスも充実してきたため、65 歳以上の方は介護保険サービス等の総合的な支援が受けられることから、65 歳以上の新規手帳取得者について、県の補助対象と同じように補助を外すという判断である。

- ・ 委員長

- 例えば 65 歳以前に手帳を取得された方は、今後も継続して受給できるかと思うが、そうすると矛盾が生じる。今まで受給できていた人は、移行措置があってもずっと受給し続けられる。仮に、65 歳の方が給付を受けて、その方が亡くなるまで、長い方では 20 年以上ずっと受給し続けられる。それもやはりおかしくないだろうか。

- ✧ （障害福祉課）現在、例えば昨年度に手当の対象になった人は、継続して受けられる。

- その人は、介護保険による総合的なサービスも当然受けられる。

- ✧ （障害福祉課）その通りである。

- 片方の人は年齢によって支援を受けられなくなる一方で、もう片方は年齢を重ねてもずっと支援を受け続けられることは、矛盾ではないか。

- ✧ （障害福祉課）現状を踏まえると、今回の年齢制限においてそこまでの考慮はしていない。従来から給付を受けている人たちがいるため、経過措置も必要である。不公平が生じる可能性についての意見も理解できるため、それは意見として受け止める。

- ・ 委員

- 先ほど、当時とは状況が変わり、現在では 65 歳以上になると受けられるサービスが充実してきたとのことだが、そんなに変わったのか。

- ✧ （障害福祉課）変わった。介護保険サービスも年々見直しもされており、具体的な内容は今は持ち合わせていないが、当時とは状況は異なる。

- そうすると、65 歳で年齢制限を設けても良いのではないか。今までの受給者にどう対応するかの問題はあるが、65 歳で年齢制限を設けた方が公平感があると感じた。

評価事業	スポーツ協会事業
担当課	教育総務部 スポーツ課
出席者	太田次長、齋藤課長補佐、谷平副主幹
評価・評価の共有	
◆ 評価結果について委員同士で共有（各委員発表） ・ A 委員 ➤ 「①趣旨・目的及び達成手段」「②事業の効果」「③事業の効率化」「④課題解決への取り組み」「⑤今後の事業の方向性」について、全て「2 改善の必要あり」とした。 「①趣旨・目的及び達成手段」について、スポーツ協会が必要だということは認めるが、漫然と従来通りの運営を続けることについては疑問を感じるので、効率化を図る必要がある。 「②事業の効果」「③事業の効率化」について、スポーツ協会が競技団体を取りまとめることや、事業実施に関してはある程度の効果はあると思うが、効率化することでさらに効果が上がると思う。 「④課題解決の取り組み」について、事業運営が漫然としている感じがする。もう少しメリハリをつけるため、重点的な取り組みなどが必要ではないか。 「⑤今後の事業の方向性」について、事業を推進するうえでの明確な方向性を決めた方がよいと感じた。 ・ B 委員 ➤ 評価の点数については、「①趣旨・目的及び達成手段」「②事業の効果」は「3 概ね適正」、「③事業の効率化」「④課題解決への取り組み」「⑤今後の事業の方向性」は「2 改善の必要あり」とした。 事業について一定の評価はするが、スポーツ協会に事業を丸投げしているように感じ、事業の評価も不十分であると感じた。スポーツ教室では参加人数が5人以上でなければ開催していないが、競技人口が少ないスポーツなどは人数が集まりづらいと思うので、人数だけで開催の可否を判断しなくてもよいと思う。事業の効果や効率化の評価をスポーツ協会に丸投げしているイメージである。 ・ C 委員 ➤ 「①趣旨・目的及び達成手段」は、「3 概ね適正」とした。スポーツ協会事業は必要な事業であると感じた。 「②事業の効果」は、「2 改善の必要あり」とした。主として何をしているのかが少し曖昧な感じで、スポーツ協会に全部ではないが丸投げしているように感じた。 「③事業の効率化」は、「3 概ね適正」にした。様々な競技団体があることから、それらの団体をまとめるため、スポーツ協会が必要であると考えた。 「④課題解決への取り組み」と「⑤今後の事業の方向性」は、「2 改善の必要あり」とした。ただ補助金を支出しているというばら撒き感があるので、内容を見直し、取り組み方を考えた方がよいと思った。 ・ D 委員 ➤ 全ての評価を「1 抜本的見直し」とした。	

根本的な問題として事業を丸投げしており、多角的な評価を行っていないことがとても問題だと感じた。現状のままではスポーツ協会の運営について、市が改善の提案をすることができないのではないか。多額の税金が投入されている以上、市民に対して説明責任を果たす必要があるとの意味で厳しく評価をつけた。

「②事業の効果」については、スポーツ協会事業と別の事業である指定管理事業で、スポーツ教室などの類似の事業があることからデマケーションする必要があると感じた。スポーツ協会は専門家の方々が集まっていると思うが、スポーツ庁でも「Sport in Life プロジェクト」という取り組みを実施していることから、加盟団体となることによって、他の団体や自治体などの効果的な取り組みを取り入れることができるのではないかと考えている。

今後、市としてスポーツ振興をどうしていきたいのか明確にするため、目指す方向に向かって計画を立てて、戦略的・効率的に取り組んでほしい。特に川口マラソンは市外からの参加者も多いと聞き知っていることから、マラソンだけを行うのではなく、川口市のPR等も一緒に行うことで、より良いイベントになると思う。

・ E 委員

- 「①趣旨・目的及び達成手段」「②事業の効果」は「4 適性」にした。4ではあるが、限りなく「3 概ね適正」に近いものである。スポーツ協会事業そのものは、なくてはならないものであると感じている。
- 「③事業の効率化」「④課題解決への取り組み」「⑤今後の事業の方向性」は「3 概ね適正」とした。これも限りなく「2 改善の必要あり」に近いものであるが、事業の内容について、推進するものと、見直すものの精査を行うべきであると感じた。特に川口マラソン大会について、他市のマラソン大会の収支を見たことがあるが、企業からの協賛金や参加費でその多くを賄っていたことから、川口市においてもそういった努力を行う余地がある気がした。

・ F 委員

- 全ての項目について、「2 改善の必要あり」とした。全て「1 抜本的見直し」でもよいかなと思ったが、スポーツ協会事業そのものは必要であるということと、日本全国でこのような構造が出来上がっていて、川口特有の問題ではないことから、建設的な議論をするためにこのような評価とした。

スポーツ課とスポーツ協会というのは一体のような関係性であって、スポーツ課がコントロールタワーで、スポーツ協会が実働部隊と感じている。そうとした場合、コントロールタワーであるスポーツ課はもっと仕事をしてよいと感じており、スポーツ協会事業の一つ一つには意味はあるのかもしれないが、そこに効率化の検討がなされていないことが非常に問題であると思った。

「①の趣旨目的及び達成手段」だが、やはり古く感じており、昭和23年からあまり変化していないのではと思った。

補助事業に関しては以前から、補助を行ったことの評価を行うべきと伝えているが、実際に評価が行われることは少なく、役所は変わらないなと感じている。

・ 委員長

- 各委員の評価を踏まえ、委員会としてまとめた評価結果を事業担当課に伝えたいと思う。

講評

◆ 委員会としての評価結果について、事業担当課へ講評

・委員長

- 「①趣旨・目的及び達成手段」については「2 改善の必要あり」とする。スポーツ協会が全国的で、組織的な取り組みだということは理解するが、市は補助金を支出するだけという旧態依然とした姿勢では、市民への説明責任が果たされていないのではないかという意見があった。
- 「②事業の効果」については「2 改善の必要あり」とする。それなりの効果はあるのだろうが、効果の測定がない。事業実施による効果や進捗について、しっかりと評価をしてほしい。
- 「③事業の効率化」については「2 改善の必要あり」とする。補助金の補助対象事業に関して取捨選択を行うとともに、補助額や対象事業費が適正であるかの判断をするべきである。
- 「④課題解決への取り組み」については「2 改善の必要あり」とする。補助金を支出するのみでは、市の事業として不適切であり、効果を測定し、継続の必要性について判断を行うことなどについて取り組んでほしい。
- 「⑤今後の事業の方向性」については「2 改善の必要あり」とする。スポーツ協会に対し補助金と指定管理料を支出していることから、市の取り組みとして、今後どうしていくべきかを明確にしてほしい。マラソン大会については、他のマラソン大会に比べ補助額が大きいという指摘や、市外からの参加者も多いことから、川口市のPRを併せて行ってはどうかとの意見もあった。

議事（２）意見交換

○各委員より、今年度の外部評価の感想及び改善点を発表

➤ A委員

8月に集中して行ったので内容を忘れることもなく、昨年よりもよかった。しかし、委員によっては仕事などで都合をつけるのが難しい場合もあると思う。事業数はちょうど良かった。会議の時間も全日が同じくらいのため良かった。

スポーツ協会事業については、スポーツ協会ではなく、スポーツ課が行っている補助事業をどのように評価すればいいのかの判断が難しかった。

➤ B委員

今年の外部評価委員会の実施方法は、昨年に比べ良いと思うが、8月に集中すると仕事の調整も必要になってくることから、二か月程度の期間があると良いと思う。

評価についてはスポーツ課を評価するのか、スポーツ協会自体を評価するのか多少迷ったところがあった。

➤ C委員

昨年は3事業で、長時間の会議もあったことから、2事業がちょうどよいと感じた。特に今回は2つの事業を一枠として扱い、給付金の重複という観点から、外部だからこそその視点で考えられるのはすごく良かったと思う。会議の期間が空かなかったため、内容を忘れずに次のヒアリングに臨めた。ただ、今回は仕事の調整が取れたのでよかったが、もう少し事前に日程調整の連絡がほしかった。

市役所はたくさんの事業を行っており、職員の方々は業務に一生懸命な印象である。しかし、一生懸命なあまり、全体のバランスという視点が欠けることがあり、その視点を補えることが外部評価の良いところだと思う。

➤ D委員

今回は会議の期間が近かったことから、内容を忘れずに会議に参加できた。去年は事業数が多かったので、今年の2枠分の事業が良い。今回の対象事業の福祉手当給付事業は専門的な分野であったことから、予習をしてから臨んだほうが良かったと感じている。スポーツ協会事業は他の方と同様にスポーツ課を評価するのか、スポーツ協会を評価するのか難しかった。

➤ 副委員長

私自身、普段は評価を受ける側において、大学の場合は外部評価を7年に1回法令上受けなければならない、指摘された点を改善しないと認定が継続されないため、外圧によって変わっているところがある。内部統制で変わることは難しいと感じていて、川口市だけの問題ではなく、様々な自治体を外から見ているが日本全国同じような構造であり、これが変わらない限り上向いていかないのではないかと感じている。

➤ 委員長

補助金について、まずは必要かどうかから始まり、内容や補助額、効果、改善方法などが評価に繋がる。スポーツ協会事業については、補助金の申請を受けた時点で書類を精査して、適切な事業であるか、交付額は適正かどうかの判断を行うべきであるが、精査が出来ていない様にした。私たちの声がどこまで事業担当課に届いているかわからないが、少なくとも外部の目線ではこのような意見が出ているということを伝えることが、外部評価委員会の存在価値であると感じている。